

岩手県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等の所在地について、次のとおり変更があった。

平成28年4月1日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
老人ホーム	社会福祉法人日新福社会養護老人ホーム 玉寿荘	盛岡市玉山区下田字 石羽根99番地26	盛岡市下田字石羽根 99番地26	平成28年4月1日
	社会福祉法人愛恵会養護老人ホーム五葉寮	釜石市鶴住居町第13 地割1番地4	釜石市鶴住居町第2 地割20番地1	平成25年11月25日